

公立大学法人国際教養大学カフェテリア運営業務委託事業者募集要項

令和6年2月1日

公立大学法人国際教養大学事務局

1 目的

この募集要項は、公立大学法人国際教養大学において、本学に在籍する学生、留学生及び教職員、並びに一般来学者を対象としたカフェテリアの運営を行う事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務委託の概要

- (1) 業務名 公立大学法人国際教養大学カフェテリア運営業務委託
- (2) 業務場所 秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱
国際教養大学内カフェテリア（秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱）
- (3) 業務内容 別紙「仕様書」で定める業務。仕様書については、事業者の企画提案内容に応じて協議の上、その内容を変更できるものとする。
- (4) 業務期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5ケ年）とする。
なお、委託者又は受託者のいずれか一方が更新を希望しない場合は、6ヶ月前までに書面により相手方に対して意思表示をしなければならない。
- (5) 使用料 使用料は徴収しない
- (6) 委託料 運営委託料の支払いは行わない。
運営収支は全て受託事業者に帰属し、運営収支の責任は運営受託者が負うものとする。また、委託者が運営上生ずる赤字の補填は行わない。

2 事業者の選考方法

当該業務に係る企画提案書による書類審査により決定する。

ただし、多数の応募があるなど、企画提案書のみによる審査により難しい場合は、企画提案審査会（プレゼンテーション）を実施し、ヒアリング等を行ったうえで審査により決定するものとする。

3 入札に参加する者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条4の規定に該当しないこと。
- (2) 公募開始の日から契約締結日までの間において、会社更生法（平成14年法律第1

- 54号)17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく更生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- (3) 公募開始日から過去2年の間に、本学と同規模以上の大学施設等において同種業務の元請けとして1件以上の履行実績を有すること。
 - (4) 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
 - (6) 秋田県内に本社・支社・営業所を有していること。

4 申請書類等

(1) 申請書類

- ①入札参加申込書(様式1)
- ②会社概要(パンフレット可)
- ③同種業務運営実績書類
- ④秋田県内に本社、支社、営業所を有していることが証明できる書類

(2) 申請方法

持参又は郵送により、公立大学法人国際教養大学事務局総務課総務チームまで提出すること。

(3) 申請期間

入札公告の日から令和6年2月8日(木)までとし、最終日は午後5時までに提出すること。なお、郵送の場合も期限まで必着のこと。

(4) 質問期間

質問がある場合は、質問書(任意様式)により令和6年2月6日(火)までにFAX(郵送可)により提出すること。質問による回答は令和6年2月7日(水)までにFAXにより行う。

5 選考日程等

(1) 入札参加資格決定

令和6年2月13日(火)まで、書面により通知する。

(2) 企画提案書等の提出(書類審査)

入札参加資格を有した者は、次により企画提案書を提出すること。

①本運営業務の実施に係る企画提案書 7部

※別紙「仕様書」に記載する内容を実現するための提案内容とすること。

②提出方法

持参又は郵送により、公立大学法人国際教養大学事務局総務課まで提出すること。

③提出期間

令和6年2月14日（水）から令和6年2月20日（火）までとし、最終日は午後5時（必着）までに提出すること。なお、郵送の場合も期限まで必着のこと。

④選考結果

提出された企画提案書の内容について、別途定める審査基準により総合的に勘案したうえで選考し、その結果について通知する。（令和6年3月上旬）

ただし、多数の応募があるなど、提案書のみ審査により難しい場合は、企画提案審査会（プレゼンテーション）を実施したうえで選考するものとする。

企画提案審査会を実施する場合は、令和6年2月下旬に開催することとし、その旨別途通知する。

6 申請及び問い合わせ先

公立大学法人国際教養大学 事務局総務課

秋田市雄和椿川字奥椿岱193番地2

電話：018-886-5901 FAX：018-886-5910